

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年3月14日（平成29年（行情）諮問第90号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行情）答申第376号）

事件名：「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律』に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て）。*『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる127文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月1日付け防官文第20243号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）意見書

ア 総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定・開示されなければならない。

本件審査請求と同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的記録形式で文書を特定すべしとの異議申立てに対して、法の所管官庁である総務省は、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈であり、諮問庁は独善的な法解釈を改め、所管官庁の解釈に従って文書の特定・開示を行うべきである。

また諮問庁も過去における開示決定（平成25年12月25日付け防官文第17119号）でWordファイルを特定・明示しているので、特定・開示において何ら支障は生じないはずである。

イ 処分庁では変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を行っている。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

ところが平成28年7月1日付け書状及び同年7月15日付け書状によれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付随を避ける措置を施した上で、複写の交付を行っている」と説明している。

この説明によれば、処分庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに開示決定等を行っているのである。

本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施を遂行しているものと思料される。

そこで改めて変更履歴情報等の有無を確認するとともに、その情報について開示決定等やり直すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として内閣官房国家安全保障局から本件対象文書が移送された。

本件開示請求については、平成27年12月1日付け（同月2日付け受理）で内閣官房国家安全保障局長宛てに開示請求があり、法11条を適用して平成28年12月1日まで開示決定等の期限を延長し、まず、平成28年2月1日付け閣安保第47号により、内閣官房国家安全保障局長が先行開示文書について開示決定処分を行った後、法12条1項の規定により平成28年5月24日付け閣安保第332号により処分庁宛てに開示請求が移送され、平成28年12月1日付け防官文第20243号により、本件対象文書について法5条6号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

(2) 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙2のとおりである。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記

録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

イ 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、開示の実施の申し出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

エ 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙2のとおり同条6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 文書72, 75, 76, 80, 83, 84, 89, 93, 117, 119, 121及び123のそれぞれの不開示部分には職員の連絡先に関する情報が記載されており、公にすることにより緊急用及び部内外の電話番号が明らかとなれば、いたずらや偽計等に使用される等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示としたが、職員の自宅の電話番号については、個人に関する情報でもあって、特定の個人を識別することができることから、法5条1号の不開示事由を追加する。

また、文書97及び98については、不開示部分がないことから、不開示としたことを撤回する。

(2) 理由説明書(上記1(3)ア)で、「本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。」を「本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式又はPDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフト若しくは文書作成ソフトにより作成された文書であり両形式の電磁的記録を特定している。」に訂正する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成29年3月14日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月11日 | 審議 |
| ④ | 同月21日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年11月17日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同月27日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ | 同年12月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる127文書である。

審査請求人は、原処分取消し及び本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条6号に該当するとして不開示とした原処分について、同条1号の不開示理由を追加した上で原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」(以下「支援法」という。)に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て(前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て。)である。

なお、本件開示請求書中の「前回開示請求」とは、平成27年5月18日付けで内閣官房内閣総務官室が受理した「『国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律』に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。*『行政機関の保有する情報の公開に関する

法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」との別件開示請求であると解し、本件開示請求においては、同別件開示請求が受理された翌日である同月19日以降に作成又は取得した行政文書を特定した。

イ 支援法は、いわゆる平和安全法制関連2法の一つであり、内閣官房、内閣府、外務省及び防衛省等が協力して法案の策定作業を行った。

ウ 本件対象文書のうち、別紙1の文書15ないし文書19、文書28及び文書32ないし文書124（文書38の別添を除く。）については、いわゆるプレゼンテーションソフト又は文書作成ソフトによるデータを保有しており、本件請求文書に該当する文書としてこれらを特定している。

エ 文書1ないし文書14、文書30、文書31、文書38の別添及び文書125ないし文書127については、内閣官房国家安全保障局から入手したPDF形式の電磁的記録を特定したものであり、それ以外に電磁的記録は保有していない。

オ 文書21ないし文書23については、その原稿を防衛省内部部局の担当者がPDF形式以外の電磁的記録として作成したが、作成後に改ざん防止の観点からPDF形式の電磁的記録で保存することとし、原稿であるPDF形式以外の電磁的記録については廃棄した。

カ 文書20、文書24ないし文書27及び文書29については、紙媒体をスキャナで読み取ったPDF形式の電磁的記録であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

- (2) 文書1ないし文書14、文書20ないし文書27、文書29ないし文書31、文書38の別添及び文書125ないし文書127の電磁的記録の入手経緯に係る諮問庁の上記(1)エないしカの説明を踏まえると、これらの文書について、PDF形式の電磁的記録以外の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の同エないしカの説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

別紙2に掲げる不開示部分には、政府関係者の自宅の電話番号並びに国の機関の非公表の電話番号及び政府関係者の公用の携帯電話番号が記載されている。

(1) 個人に関する情報について

別紙2に掲げる不開示部分のうち、政府関係者の自宅の電話番号については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当

する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められ、法6条2項による部分開示の余地はないことから、法5条1号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 国の機関の非公表の電話番号等について

別紙2に掲げる不開示部分のうち、国の機関の非公表の電話番号及び政府関係者の公用の携帯電話番号については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件開示請求書には、「前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て」との文言が記載されており、本件開示請求者は、過去に自身が開示を受けた文書については本件開示対象から除外することを希望する趣旨であったものと認められる。

このような場合には、開示請求者に当該開示請求の趣旨を確認した上で、「前回開示請求」といった文言ではなく、過去の開示決定の文書番号等を明示させるなど、請求文言の補正を求めるのが相当である。

本件においては、内閣官房国家安全保障局長が先行開示決定を行った後に移送を受けた処分庁が、かかる補正を行うことは困難であったと認められるが、今後、開示請求を受けた行政機関においては、上記を踏まえ、情報公開制度に関する事務処理の適正化を図ることが望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号及び6号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1

- 文書 1 国際平和支援法案における「関係行政機関」の定義に関する質問主意書
- 文書 2 改正後の重要影響事態安全確保法に防衛大臣の安全配慮義務規定が設けられていないことに関する質問主意書
- 文書 3 安全保障関連法案と日本国憲法の国民主権の基本原則に関する質問主意書
- 文書 4 安全保障関連法案と日本国憲法の恒久平和主義の基本原則に関する質問主意書
- 文書 5 安全保障関連法案と日本国憲法の公務員の憲法尊重擁護義務及び立憲主義に関する質問主意書
- 文書 6 我が国が武力攻撃を受けた場合に、攻撃を行った側の国への後方支援活動による国内でのテロ攻撃発生の危険性及び海外の日本人の危険性の増加に関する質問主意書
- 文書 7 海上幕僚監部防衛課及び幹部学校作戦法規研究室作成の資料「平和安全法制案について」における「実際の運用を踏まえたイメージ」のリアリティに関する質問主意書
- 文書 8 海外における自衛隊の外国の軍隊等に対する後方支援実施による国内でのテロ攻撃発生の危険性及び海外の日本人の危険性の増加に関する質問主意書
- 文書 9 徴兵制度の採用が完全には否定できないことに関する質問主意書
- 文書 10 政府提出の安全保障関連法案と我が国の国際貢献の在り方に関する質問主意書
- 文書 11 政府提出の安全保障関連法案と日米安全保障条約の関係等に関する質問主意書
- 文書 12 実施区域における自衛隊の部隊のより一層の安全確保に関する質問主意書
- 文書 13 安全保障関連法案における国民の理解に関する質問主意書
- 文書 14 「平和安全法制」の概要
- 文書 15 平和安全法制について
- 文書 16 国会の再承認について、「1年ごと」ではなく、「2年ごと」とすべき理由
- 文書 17 問 P K O法や国際平和支援法について、国会の再承認を2年ごととした理由。
- 文書 18 問 P K O法や国際平和支援法について、国会の再承認を90日ごととした場合、どんな課題が生じるか。
- 文書 19 問 第6条第3項は、国会の承認を得た日から2年を経過する日を

超えて対応措置を行うときは再度国会承認を得ることを求めているが、これらの規定の趣旨如何。

- 文書 2 0 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画
- 文書 2 1 ①イラク復興支援における国の自治体活用の実績について
- 文書 2 2 ②イラク復興支援において、武器弾薬に係る民間航空機を使用した際の契約書
- 文書 2 3 国際平和協力法に基づき自衛隊が実施した国際平和協力業務の実績
- 文書 2 4 イラク復興支援活動行動史 第 1 編
- 文書 2 5 イラク復興支援活動行動史 第 2 編
- 文書 2 6 イラク復興支援活動行動史 第 1 編
- 文書 2 7 イラク復興支援活動行動史 第 2 編
- 文書 2 8 イラクへ携行している武器
- 文書 2 9 提出資料について
- 文書 3 0 平和安全法制について
- 文書 3 1 「平和安全法制」の概要
- 文書 3 2 H 2 7 . 9 . 2 参・平安特委 荒木清寛君 石川政務官 問 3
- 文書 3 3 H 2 7 . 9 . 2 参・平安特委 室井邦彦君 大臣 想定問 4
- 文書 3 4 H 2 7 . 9 . 2 参・平安特委 室井邦彦君 大臣 問 1
- 文書 3 5 H 2 7 . 9 . 2 参・平安特委 室井邦彦君 大臣 問 2
- 文書 3 6 H 2 7 . 9 . 2 参・平安特委 室井邦彦君 大臣 問 3
- 文書 3 7 H 2 7 . 9 . 2 参・平安特委 室井邦彦君 大臣 問 5
- 文書 3 8 H 2 7 . 9 . 2 参・平安特委 白眞勲君 外相 想定問 1
- 文書 3 9 H 2 7 . 9 . 2 参・平安特委 白眞勲君 外相 想定問 2
- 文書 4 0 H 2 7 . 9 . 2 参・平安特委 和田政宗君 大臣 問 4
- 文書 4 1 H 2 7 . 9 . 4 参・平安特委 井上哲士君 大臣 問 6 (1)
- 文書 4 2 H 2 7 . 9 . 4 参・平安特委 井上哲士君 政府参考人 問 6 (2)
- 文書 4 3 H 2 7 . 9 . 4 参・平安特委 荒井広幸君 大臣 問 2
- 文書 4 4 H 2 7 . 9 . 4 参・平安特委 荒井広幸君 大臣 問 3
- 文書 4 5 H 2 7 . 9 . 4 参・平安特委 荒井広幸君 大臣 問 4
- 文書 4 6 H 2 7 . 9 . 4 参・平安特委 荒井広幸君 大臣 問 5
- 文書 4 7 H 2 7 . 9 . 4 参・平安特委 山下雄平君 政府参考人 問 7
- 文書 4 8 H 2 7 . 9 . 4 参・平安特委 山田太郎君 大臣 問 5
- 文書 4 9 H 2 7 . 9 . 4 参・平安特委 山田太郎君 大臣 問 7
- 文書 5 0 H 2 7 . 9 . 4 参・平安特委 山田太郎君 大臣 問 8
- 文書 5 1 H 2 7 . 9 . 4 参・平安特委 水野賢一君 大臣 想定問 2
- 文書 5 2 H 2 7 . 9 . 4 参・平安特委 川田龍平君 大臣 問 3 (2)
- 文書 5 3 H 2 7 . 9 . 4 参・平安特委 川田龍平君 大臣 問 2 (2)

文書54	H27.9.9	参・平安特委	福島みずほ君	大臣	問1
文書55	H27.9.9	参・平安特委	福島みずほ君	大臣	問2
文書56	H27.9.9	参・平安特委	福島みずほ君	大臣	問5
文書57	H27.9.9	参・平安特委	荒井広幸君	大臣	想定問8
文書58	H27.9.9	参・平安特委	山田太郎君	大臣	問6
文書59	H27.9.9	参・平安特委	真山勇一君	大臣	問3
文書60	H27.9.9	参・平安特委	真山勇一君	大臣	問4
文書61	H27.9.9	参・平安特委	藤末健三君	大臣	問4
文書62	H27.9.9	参・平安特委	藤末健三君	大臣	問5
文書63	H27.9.10	参・外防委	井上哲士君	大臣	問3
文書64	H27.9.10	参・内閣委	辰巳孝太郎君	副大臣	問(1)
文書65	H27.9.10	参・内閣委	辰巳孝太郎君	副大臣	問(2)
文書66	H27.9.10	参・内閣委	辰巳孝太郎君	副大臣	問(3)
文書67	H27.9.10	参・内閣委	辰巳孝太郎君	副大臣	問(4)
文書68	H27.9.10	参・内閣委	辰巳孝太郎君	副大臣	問(5)
文書69	H27.9.10	参・内閣委	辰巳孝太郎君	副大臣	問(6)
文書70	H27.9.9	参・平安特委	荒井広幸君	政府参考人	問1
文書71	H27.9.9	参・平安特委	荒井広幸君	政府参考人	問2
文書72	H27.9.11	参・平安特委	山田太郎君	総理	問3
文書73	H27.9.11	参・平安特委	山田太郎君	大臣	問3
文書74	H27.9.11	参・平安特委	谷合正明君	大臣	問2
文書75	H27.9.11	参・平安特委	谷合正明君	総理	問2
文書76	H27.9.11	参・平安特委	中西健治君	総理	問3
文書77	H27.9.11	参・平安特委	福山哲郎君	大臣	想定問1
文書78	H27.9.11	参・平安特委	福山哲郎君	大臣	想定問2
文書79	H27.9.11	参・平安特委	福山哲郎君	大臣	問7
文書80	H27.9.11	参・平安特委	福山哲郎君	総理	問8
文書81	H27.9.11	参・平安特委	福山哲郎君	大臣	問8
文書82	H27.9.14	参・平安特委	片山虎之助君	大臣	問7
文書83	H27.9.14	参・平安特委	片山虎之助君	総理	問8
文書84	H27.9.14	参・平安特委	福島みずほ君	総理	問6
文書85	H27.9.14	参・平安特委	福島みずほ君	大臣	問6
文書86	H27.9.14	参・平安特委	福島みずほ君	大臣	問9
文書87	H27.9.14	参・平安特委	荒井広幸君	大臣	問10
文書88	H27.9.14	参・平安特委	佐藤正久君	大臣	問3
文書89	H27.9.14	参・平安特委	山口那津男君	総理	問3
文書90	H27.9.14	参・平安特委	山田太郎君	大臣	問2
文書91	H27.9.14	参・平安特委	山本太郎君	大臣	問6

文書92	H27.9.14	参・平安特委	水野賢一君	大臣	想定問1
文書93	H27.9.14	参・平安特委	水野賢一君	総理	想定問1
文書94	H27.9.14	参・平安特委	水野賢一君	大臣	想定問5
文書95	H27.9.14	参・平安特委	水野賢一君	大臣	想定問5
文書96	H27.9.14	参・平安特委	和田政宗君	大臣	問2
文書97	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	総理	問24
文書98	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	総理	問26
文書99	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	大臣	問28
文書100	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	大臣	問29
文書101	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	大臣	問30
文書102	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	大臣	問31
文書103	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	大臣	問32
文書104	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	大臣	問35
文書105	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	大臣	問36
文書106	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	大臣	問42
文書107	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	大臣	問43
文書108	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	大臣	問44
文書109	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	大臣	問45
文書110	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	大臣	問46
文書111	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	大臣	問47
文書112	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	大臣	問48
文書113	H27.9.16	参・平安特委	共通想定	大臣	問49
文書114	H27.9.16	参・平安特委	荒井広幸君	大臣	問2

(6)

文書115	H27.9.16	参・平安特委	荒井広幸君	大臣	問2
-------	----------	--------	-------	----	----

(7)

文書116	H27.9.16	参・平安特委	荒井広幸君	大臣	問2
-------	----------	--------	-------	----	----

(8)

文書117	H27.9.16	参・平安特委	荒井広幸君	総理	問4
-------	----------	--------	-------	----	----

文書118	H27.9.16	参・平安特委	荒井広幸君	大臣	問4
-------	----------	--------	-------	----	----

文書119	H27.9.16	参・平安特委	東徹君	総理	問2
-------	----------	--------	-----	----	----

文書120	H27.9.16	参・平安特委	東徹君	大臣	問2
-------	----------	--------	-----	----	----

文書121	H27.9.16	参・平安特委	東徹君	総理	問3
-------	----------	--------	-----	----	----

文書122	H27.9.16	参・平安特委	東徹君	大臣	問3
-------	----------	--------	-----	----	----

文書123	H27.9.16	参・平安特委	和田政宗君	総理	問3
-------	----------	--------	-------	----	----

文書124	H27.9.16	参・平安特委	和田政宗君	大臣	問3
-------	----------	--------	-------	----	----

文書125 「国際平和支援活動」における自衛隊員の安全確保に関する質問
主意書

- 文書 1 2 6 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案に対する附帯決議に関する質問主意書
- 文書 1 2 7 平和的生存権と核兵器の輸送及び提供に関する質問主意書

別紙 2

不開示とした部分	不開示とした理由
<p>文書 7 2 , 7 5 , 7 6 , 8 0 , 8 3 , 8 4 , 8 9 , 9 3 , 9 7 , 9 8 , 1 1 7 , 1 1 9 , 1 2 1 及び 1 2 3 のそれぞれ一部</p>	<p>職員の電話番号に関する情報であり、公にすることにより、緊急用及び部内外との連絡用の連絡先が明らかとなり、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部内外との連絡に支障を来すおそれがあることから、法 5 条 6 号に該当するため不開示とした。</p>